

## 2014年5月16日「集団的自衛権」についての「社説」

○朝日新聞 集団的自衛権—戦争に必要最小限はない 2014年5月16日(金)付

歴代の内閣が憲法9条のもとで否定してきた集団的自衛権の行使を、政府解釈の変更によって認めるべきだ――。

安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」がきのう、こんな提言を柱にした報告書を首相に出した。

これを受けて、安倍氏は集団的自衛権の行使容認に向けた与党協議などの政治プロセスに入ることを表明した。

### ■自衛権の行使＝戦争

集団的自衛権の行使を認めるには、憲法改正の手段をとらざるを得ない。歴代内閣はこうした見解を示してきた。

安倍氏が進めようとしているのは、憲法96条に定める改憲手続きによって国民に問うべき平和主義の大転換を、与党間協議と閣議決定によってすませてしまおうというものだ。

憲法に基づいて政治を行う立憲主義からの逸脱である。弊害はあまりにも大きい。

まず、戦争の反省から出発した日本の平和主義が根本的に変質する。

日本が攻撃されたわけではないのに、自衛隊の武力行使に道を開く。これはつまり、参戦するということがある。

懇談会は、集団的自衛権を行使するには「わが国の安全に重大な影響を及ぼす可能性がある」「(攻撃された国の)明示の要請または同意を得る」といった条件をつけている。

だが、いずれも単なる前提に過ぎなかったり、国際法上あたり前のことだったりして、明確な歯止めとはなり得ない。

集団的自衛権を行使するかしないかは、二つに一つだ。首相や懇談会が強調する「必要最小限なら認められる」という量的概念は意味をなさない。

日本が行使したとたん、相手にとって日本は敵国となる。

また解釈変更は、内閣が憲法を支配するといういびつな統治構造を許すことにもなる。

国民主権や基本的人権の尊重といった憲法の基本原理ですら、時の政権の意向で左右されかねない。法治国家の看板を下ろさなければいけない。

そして、近隣国との関係改善を置き去りにしたまま解釈改憲を強行することで、東アジアの緊張はかえって高まる。

### ■見過ごせぬ二重基準

きのうの記者会見での首相発言は、理解しがたかった。

懇談会は集団的自衛権のほか、国連の集団安全保障のもとでの自衛隊の武力行使に憲法の制約はないと解釈するよう、政府見解の変更を求めた。

首相はこの考え方を「これまでの政府の憲法解釈とは論理的に整合せず、採用できない」と退けた。

それをいうなら集団的自衛権の行使容認も、これまでの政府の憲法解釈とは整合しない。

それなのに首相は、「自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置」は禁じられていないという72年の政府見解を引き、集団的自衛権は許されるとの考えは「政府の基本的な立場を踏まえている」と評価した。

だが、72年の見解は、首相の引用部分に続いて「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と明記している。そこには触れぬまま提言を受け入れようというのは、二重基準によるごまかしとしか言いようがない。

これから与党協議に臨む自民党や公明党の議員は、こんなまやかしを認めてしまうのだろうか。協議の行方から目を離すことはできない。

## ■ 9条のたがを外すな

一方、集団的自衛権の行使容認とは別に、報告書は国連PKOの際の武器使用のあり方や、日本の領土・領海への武力攻撃とまではいえない侵害への対応にも触れている。

「PKOでの武器使用に憲法の制約はない」という懇談会の提言は論外にしても、PKOなどの問題は、一つひとつ丁寧に検討すべき論点であることは確かだ。

海外での武器使用に関しては、政府は9条の平和主義と国際社会からの要請とのはざままで、針の穴を通すような憲法解釈や立法を重ねてきた。そうした矛盾がPKOの現場で端的に表れてきたのも事実だ。

しかし、それは憲法9条を尊重してきた日本国民が自らに課した「たが」でもある。

この矛盾を少しでも解消するため、さらに知恵を絞るべきなのは当然のことである。ただし、憲法を改正するのでなければ、検討は9条の範囲内にとどめるのもまた当然である。

首相は集団的自衛権の行使容認を突破口に、やがては9条のしばりを全面的に取り払おうとしているように見える。

これが「戦後レジームからの脱却」の本質であるならば、看過できない。

いったい何のための集団的自衛権の行使なのか。日本の安全確保や国際平和への貢献のために何をすべきなのか。その目的や手順を誤ってはならない。

## ○毎日新聞 社説:集団的自衛権 根拠なき憲法の破壊だ 2014年05月16日 02時30分

憲法9条の解釈を変えて集団的自衛権の行使を可能にし、他国を守るために自衛隊が海外で武力行使できるようにする。安倍政権は日本をこんな国に作り替えようとしている。

安倍晋三首相の私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が、集団的自衛権の行使容認などを求める報告書を提出した。法制懇の委員14人は、外交・安全保障の専門家が大半で、憲法学者は1人だけだ。全員が行使容認派で、結論ありきといえる。

歴代政府は、憲法9条を次のように解釈してきた。

### ◇ 9条解釈の180度転換だ

9条は戦争放棄や戦力不保持を定めているが、自衛権までは否定していない。しかし、自衛権行使は必要最小限度の範囲にとどまるべきだ。個別的自衛権は必要最小限度の範囲内だが、自国が攻撃されていないのに、他国への武力攻撃に反撃できる集団的自衛権の行使は、その範囲を超えるため憲法上許されない。

つまり個別的自衛権と集団的自衛権を必要最小限度で線引きし、集団的自衛権行使を認めてこなかった。

報告書はこの解釈を180度変更し、必要最小限度の中に集団的自衛権の行使も含まれると解釈するこ

とによって行使を認めるよう求めた。

これは従来の憲法解釈の否定であり、戦後の安全保障政策の大転換だ。それなのに、なぜ解釈を変えられるのか肝心の根拠は薄弱だ。

報告書は根拠材料として、9条の政府解釈は戦後一貫していたわけではなく、憲法制定当時は個別的自衛権の行使さえ否定していたのが、自衛隊が創設された年に認めると解釈を大きく変えたことを指摘している。

現在の憲法解釈は歴代政府が30年以上積み上げ、国民に定着したものだ。戦後の憲法解釈が定まっていない時代に変遷を遂げた経緯があるから、変えてもいいというのは理屈が通らない。その時々の内閣が憲法解釈を自由に変えられるなら、憲法への信頼は揺らぐ。憲法が権力を縛る立憲主義にも反する。

それでも行使できるようにしたいというのなら、国会の3分の2の賛同と国民投票という手続きを伴う憲法9条改正を国民に問うのが筋だ。

何のために行使を認めるのか、現実に必要があるのかも明確でない。

報告書は、中国や北朝鮮情勢など厳しさを増す安全保障環境を指摘し、「安全保障環境の大きな変化にかかわらず、憲法論の下で安全保障政策が硬直化するようでは、憲法論のゆえに国民の安全が害されることになりかねない」と警告した。

憲法の平和主義が果たしてきた役割への言及は極端に少なく、まるで憲法を守って国を滅ぼしてはならないと脅しているようだ。そして検討の具体的事例として「公海上の米艦防護」「米国向け弾道ミサイルの迎撃」「シーレーン（海上交通路）の機雷除去」などを挙げた。

安倍首相も記者会見で二つの事例をパネルにして説明し、現在の憲法解釈のままでは自衛隊がそれらの活動を行うことができないと訴えた。しかし、首相が挙げた一つ目の事例の、朝鮮半島有事を念頭に避難邦人を輸送する米艦船が攻撃された場合の防護は、集団的自衛権を認めなくても、個別的自衛権などで十分に対応できるという指摘も多い。

二つ目の、国連平和維持活動（PKO）に参加している他国軍の部隊などが襲われた場合の駆けつけ警護は、そもそも集団的自衛権とは関係がないPKOの武器使用の問題だ。

#### ◇本質そらす首相の会見

集団的自衛権問題の本質からそれた国民に理解されやすい事例をあえて選び、首相自ら「命を守るべき責任を負っている私や日本政府は、本当に何もできないということでもいいのか」と情緒的に訴えることで、集団的自衛権の行使容認に向けた空気を醸成する狙いがにじむ。

報告書は、実際の行使にあたっては「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性がある」などの要件を満たした場合、政府が総合的に判断して必要最小限度の行使をするか否かを定めるよう提言している。いわゆる限定容認論といわれる考え方だ。

裏返せば、政府が日本の安全に重大な影響を及ぼすと判断すれば何でもできるということだ。実質は全面容認と変わらない。報告書は、地理的限定は不適切とも言っている。

首相は記者会見で、法整備により「抑止力が高まり、紛争が回避され、戦争に巻き込まれなくなる」と強調した。だが歴史を顧みれば、自衛の名のもとに多くの侵略戦争が行われてきた。集団的自衛権が戦争への道をひらく面があることを忘れてはならない。

報告書は、国連の集団安全保障への参加、PKOでの武器使用の見直し、グレーゾーン事態と呼ばれる武力攻撃に至らない侵害への対応なども検討するよう求めた。

このうち湾岸戦争やイラク戦争のような集団安全保障の戦闘参加について、首相は提言を採用しない考

えを示した。与党協議では、日本の安全や国益に必要なことは何か、憲法解釈変更でなければ実現できないのか、近隣諸国との関係にどんな影響が出るのかなど、現実を踏まえた具体的で冷静な議論を求める。

## ○東京新聞 「集団的自衛権」報告書 行使ありきの危うさ 2014年5月16日

「出来レース」の誹（そし）りは免れまい。安倍晋三首相に提出された報告書を「錦の御旗」に、集団的自衛権の行使容認に踏みきることなど断じて許されない。

報告書を提出したのは“有識者”らでつくる「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」だ。第一次安倍内閣で設けられ、第二次内閣でも再開された安倍首相の私的諮問機関である。

報告書では、政府が憲法違反としてきた「集団的自衛権の行使」を認めるよう、憲法解釈の変更を求めた。集団的自衛権の行使も「自衛のための必要最小限度」の枠内という理屈だ。

### ◆大国の介入を正当化

集団的自衛権とは例えば、米国に対する攻撃を、日本が直接攻撃されていなくても反撃する権利である。政府は国際法上、権利を有しているが、その行使は憲法九条で許される実力行使の範囲を超える、との立場を堅持してきた。

この権利は、報告書が指摘するように、一九四五年の国際連合憲章起草の際、中南米諸国の求めで盛り込まれた経緯がある。

安全保障理事会の常任理事国に拒否権が与えられ、発動されれば国連の安全保障措置が機能しない懸念があるとして、中小国が集団で防衛し合う権利を認めさせたのだ。

しかし、国連に報告された行使の事例をみると、米国などのベトナム戦争、旧ソ連のハンガリー動乱やプラハの春への介入など、大国による軍事介入を正当化するものがほとんどだ。このような「戦争する」権利の行使を今、認める必要性がどこにあるのか。

中国の海洋進出や北朝鮮の核・ミサイル開発が現実的な脅威だとしても、外交力を駆使して解決するのが筋ではないのか。軍事的な選択肢を増やしたとしても、軍拡競争に拍車を掛ける「安全保障のジレンマ」に陥るのが落ちだ。

### ◆正統性なき私的機関

戦争放棄と戦力不保持の憲法九条は、第二次世界大戦での三百十万人に上る尊い犠牲の上に成り立つことを忘れてはなるまい。

その九条に基づいて集団的自衛権の行使を認めないのは、戦後日本の「国のかたち」でもある。

一九八一年に確立したこの憲法解釈を堅持してきたのは、ほとんどの期間政権に就いていた自民党中心の歴代内閣にほかならない。

憲法解釈自体は内閣法制局が担ってきたが、国民に選挙で選ばれた国会議員と政府が一体で三十年以上積み上げ、国会での長年の議論を経て「風雪に耐えた」解釈でもある。それを一内閣の判断で変えてしまっていないはずがない。

もし、集団的自衛権を行使しなければ、国民の命と暮らしを守れない状況が現実にも迫りつつあるのであれば、衆参両院での三分の二以上の賛成による改正案発議と国民投票での過半数の賛成という九六条の手続きに従い、憲法を改正するのが筋である。

そうした正規の手続きを経ない「解釈改憲」が許されるのなら、憲法は法的安定性を失い、憲法が権力を縛るという立憲主義は形骸化する。それでは法の支配という民主主義国家共通の価値観を、共有しているとは言えない。

安保法制懇のメンバー十四人は外務、防衛両省の元事務次官、国際政治学者ら外交・安全保障の専門家がほとんどだ。憲法という国の最高法規への畏敬の念と見識を欠いていたのではないか。

その上、集団的自衛権の行使容認を目指す安倍首相への同調者ばかりである。バランスのとれた議論などできるわけがない。そもそも、この“有識者”懇談会の設置に法的根拠はない。

首相は記者会見で、今後実現を検討すべき具体例として、邦人輸送中の米艦船防護や、国連平和維持活動（PKO）の他国部隊が武装勢力に襲われた際の自衛隊による「駆け付け警護」を挙げた。

国民の命と暮らしを守る方策を検討するのは当然だ。しかし、現行憲法の枠内でも可能とされるこれらの事例と、憲法解釈の変更を前提とする報告書の事例とは、あまりにも懸け離れている。

混然一体とした例示で、集団的自衛権の行使容認の必要性を印象づけようとするのは姑息（こそく）だ。

## ◆守るべきは平和主義

首相は会見で「憲法の平和主義を守り抜く」「自衛隊が湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してない」とも述べた。これ自体は評価したい。ぜひ実践してほしい。

しかし、公明党や自民党の一部など与党内でも、解釈改憲という安倍内閣の政治手法に対する危機感が高まっているのも事実だ。

カギを握るのは公明党である。戦後日本の「専守防衛」政策を根底から変えようとする安倍内閣に、政権内部からどう歯止めをかけるのか、日本の命運を左右する正念場と心得るべきである。

## ○しんぶん赤旗 2014年5月16日(金)主張 集団的自衛権行使 歴史逆行の危険な野望許さず

安倍晋三首相は15日、日本が武力攻撃を受けていないのに他国のために武力攻撃をする集団的自衛権の行使を禁じた現行憲法解釈の見直しを含め、法整備の検討に入ることを正式に表明しました。「憲法9条抹殺」の勧めともいべき首相の「有識者」懇談会（安保法制懇）の報告書を受けての表明です。日本を「海外で戦争する国」につくり変えようという、歴史逆行の危険な暴走です。

### 悪質な「限定容認」論

安保法制懇報告書には、憲法9条の下でも集団的自衛権の行使や軍事制裁を目的にした多国籍軍への参加が全面的に可能だという提言が盛り込まれました。首相は、9条をあって亡きものにする提言への国民の強い批判を意識し、「採用できない」と述べざるを得ませんでした。一方で、「限定的に集団的自衛権を行使することは許される」という提言については検討を加速する姿勢を示しました。

集団的自衛権行使の「限定的容認」だからといって、事の重大さはまったく減じません。

歴代内閣は、海外での武力行使である集団的自衛権の行使はどんな条件を付けても憲法解釈の変更で認めることはできないという立場をとってきました。

米国のアフガニスタン戦争やイラク戦争に際し自衛隊派兵を強行した小泉純一郎首相でさえ、集団的自衛権と憲法の関係について「解釈変更の手段が便宜的、意図的に用いられるならば、…政府の憲法解釈、ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれることが懸念される」「憲法について見解が対立する問題があれば、便宜的な解釈の変更によるものではなく、正面から憲法改正を議論することにより解決を図ろうとするのが筋」だと表明していました。（2004年2月27日、参院本会議）

主権者である国民が憲法によって国家権力を縛る原理としての立憲主義を保守政治なりに守ろうとしてきたといえます。安倍首相が一内閣の勝手な判断で憲法解釈を変え、集団的自衛権の行使容認に踏み込もうとするのは、立憲主義の乱暴な否定です。

安保法制懇報告書は、日本への武力攻撃に対する個別的自衛権だけではなく、集団的自衛権の行使も「必要最小限度」の「自衛のための措置」に含まれるとし、「限定的」に認めることが可能であるかのように述べています。これは、憲法9条の下で「自衛のための措置」は「必要最小限度の範囲にとどまるべき」だという従来の政府解釈を極めて恣意（しい）的にゆがめ、悪用したものです。しかし、政府が説明しているように、「必要最小限度の範囲」とは日本への武力攻撃を排除する場合に限られるという意味であり、集団的自衛権の行使が含まれ得ないのは自明です。

### 拡大解釈自由に可能

報告書は、「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性がある」ことを集団的自衛権の発動要件にしました。しかし、その判断基準は、「日米同盟の信頼が著しく傷つきその抑止力が大きく損なわれうる」などと抽象的です。

時の政権の判断で拡大解釈が可能であり、際限なく海外での武力行使に道を開くこととなります。安倍首相の危険な野望に対し大きく広がりつつある反対世論をさらに強める運動が急がれます。

## ○読売新聞 集団的自衛権 日本存立へ行使「限定容認」せよ 2014年05月16日

### ◆グリーゼン事態法制も重要だ◆

日本の安全保障政策を大幅に強化し、様々な緊急事態に備えるうえで、歴史的な提言である。

政府の有識者会議「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が、集団的自衛権の行使を容認するよう求める報告書を安倍首相に提出した。

首相は記者会見し、「もはや一国のみで平和を守れないのが世界の共通認識だ」と強調した。

在外邦人を輸送する米輸送艦に対する自衛隊の警護などを例示し、集団的自衛権の行使を可能にするため、政府の憲法解釈の変更に取り組む考えも表明した。その方向性を改めて支持したい。

◆解釈変更の問題はない◆

自民、公明両党は20日に協議を開始する。政府は来月中にも新たな憲法解釈などを閣議決定することを目指しており、与党協議の加速が求められる。

懇談会の報告書は、北朝鮮の核実験や中国の影響力の増大など、日本周辺の脅威の変化や軍事技術の進歩を踏まえ、個別的自衛権だけの対応には限界があり、むしろ危険な孤立主義を招く、と指摘した。

さらに、周辺有事における米軍艦船の防護や強制的な船舶検査、海上交通路での機雷除去の事例を挙げ、集団的自衛権を行使できるようにする必要性を強調している。

こうした重大な事態にきちんと対処できないようでは、日米同盟や国際協調は成り立たない。

報告書は、あらゆる集団的自衛権の行使を認める新解釈と、国家の存立にとって必要最小限の集団的自衛権に限って認める「限定容認論」を併記した。戦闘行動を伴う国連の集団安全保障措置への参加も可能としている。

これに対し、安倍首相は、集団的自衛権の全面行使や集団安全保障への全面参加は従来憲法解釈と論理的に整合しないとして、採用できないと明言した。一方で、「限定容認論」に基づき、与党との調整を進める方針を示した。

首相が有識者会議の提言の一部を直ちに否定するのは異例だが、解釈変更には慎重な公明党に配慮した政治的判断と評価できる。

集団的自衛権の全面行使が可能になれば、有事における政府の選択肢が増えるのは確かである。

ただ、従来憲法との整合性を保ち、法的な安定性を確保することは法治国家として不可欠だ。海外での戦争参加を認めるかのような誤解を払拭し、幅広い与野党や国民の合意を形成するためにも限定容認論が現実的である。

解釈変更には、「立憲主義の否定」といった批判もある。

だが、内閣の持つ憲法の公権的解釈権に基づき、丁寧に手順を踏み、合理的な範囲内で解釈変更を問うことに、問題はなからう。

◆主眼は抑止力の強化◆

報告書は、集団的自衛権の行使の要件として「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性」「国会承認」など6項目を挙げた。日本攻撃に発展する蓋然性や日米同盟の信頼性への影響を含め、「総合的に勘案する」とも明記した。

おおむね適切な内容だ。どんな事態が発生するかを事前に予測するのは困難であり、政府に一定の裁量の余地を残す必要がある。

報告書も指摘するように、集団的自衛権は権利であり、義務ではない。政府が検討した結果、行使しないとなることも、十分あり得よう。

解釈変更は、行使を可能にしておくことで日米同盟を強化し、抑止力を高めて、紛争を未然に防止することにこそ主眼がある。憲法には平和主義に加え、平和的生存権や国際協調主義がうたわれていることも忘れてはなるまい。

偽装漁民による離島占拠など、武力攻撃に至らない「グレーゾーン事態」について、報告書は、平時から「切れ目のない対応」を可能にするよう、法制度を充実すべきだと主張している。

安倍首相も、与党協議で優先して検討する考えを示した。

◆「切れ目のない」対応を◆

中国が海洋進出を活発化し、尖閣諸島周辺での領海侵入を常態化させる中、グレーゾーン事態はいつ発生してもおかしくない。

現行の自衛隊法では、自衛権に基づく「防衛出動」は武力攻撃を受けた場合に限られる。警察権で武器を使う「海上警備行動」では、武装した特殊部隊の制圧などには不十分との指摘がある。

海上自衛隊や海上保安庁がより迅速かつ機動的に対応し、効果的に武器を使用できる仕組みにしておくことが重要だ。

公明党もグレーゾーン事態に対処する法整備には前向きな姿勢を見せており、議論を深めたい。

## ○日経新聞 憲法解釈の変更へ丁寧な説明を 2014/5/16 付

安倍晋三首相が憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を可能にする方向で「政府としての検討を進める」と正式表明した。日本の安保政策の分岐点となり得る重大な方向転換だ。幅広い国民の理解を得られるように丁寧な説明、粘り強い対話を求めたい。

首相の発言は有識者の集まりである「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（座長・柳井俊二元駐米大使）が報告書を提出したのを踏まえてなされた。

### 安保環境の大きな変化

報告書は「我が国を取り巻く安保環境はわずか数年の間に大きく変化した」と指摘した。東シナ海や南シナ海での中国の振る舞い、北朝鮮の挑発的な言動などを例示するまでもなく、うなずく国民は多いだろう。

さらに報告書は「一方的に米国の庇護（ひご）を期待する」という冷戦期の対応は時代遅れだと強調し、新たに必要な法整備を進めるべきだと訴えている。

財政難の米国に単独で世界の警察を務める国力はもはやない。内向きになりがちな米国の目をアジアに向けさせるには、日本も汗を流してアジアひいては世界の安定に貢献し、日米同盟の絆を強める努力がいる。

日本が取り組むべき具体策として報告書は(1)日本近隣有事の際の米艦防護や不審船の船舶検査（臨検）(2)日本船舶が利用する海上航路での機雷の除去(3)離島に上陸した武装集団への迅速な対応——などを挙げた。

これらはあくまでも有識者の意見である。政策を決めるための土台でしかない。

政府はまず、急いで取り組むべき課題とじっくり考えるべき課題、現行法制でできることと憲法解釈の見直しが必要なことを、きちんと仕分けることが大事だ。

提言のうち、国際貢献のための武力行使を容認するくだりを首相が「採用できない」と明言したのは当然だ。

今の時点で最も警戒が必要な非常事態としては、沖縄県の尖閣諸島などの離島に漁民と称する正体不明の武装集団が上陸するケースが考えられる。

警察や海上保安庁には荷が重いが、かといって、いきなり自衛隊が防衛出動するのか。警察権と自衛権の境界にあるグレーゾーンへの対処方法を早く決めておかななくてはならない。これは憲法解釈の見直しも不要で、来週始める自民党と公明党の協議はここから着手するのが妥当だ。

「与党協議の結果に基づき、憲法解釈の変更が必要と判断されれば、改正すべき法制の基本的方向を閣議決定していく」。首相はこうも述べた。解釈変更ありきではない、と印象付けることで、現在の解釈を変えたくない公明党と折り合う糸口を探る狙いがある。

与党協議では具体的な事例に沿って検討すべきだ。戦後日本の憲法論議は一般人には縁遠い法理にばかり着目し、袋小路に入り込むことが多かった。

日本が直面しそうな危機に対処するにはどんな手があるのか、それは公明党が主張する個別的自衛権の拡大解釈などで説明できるのか、集団的自衛権にもやや踏み込むのか——。こうした議論を重ねれば合意に至る道筋は必ずみつけるはずだ。

### 与党以外とも対話を

もちろん日本ができる実力行使の範囲を歯止めなく広げ、際限なき軍拡に走るとは憲法が掲げる平和主義に反する。戦前には在外邦人保護を理由にして中国大陸に戦闘部隊を送り込んだこともあった。日本が許される自衛権は「必要最小限度の範囲」という憲法解釈まで変えてはいけない。

自公関係に亀裂が生じれば、影響は安保・外交政策にとどまるまい。景気の先行きは予断を許さない。与党の内輪もめで成長戦略のとりまとめなどが滞り、日本経済が立ち往生するような事態は誰も望んでいない。

話し合うべきは与党だけではない。民主党など野党にも集団的自衛権の行使解禁に前向きな議員はいる。国を二分する論争にすれば政権交代があるたびに憲法解釈が変更されかねない。

海外では外交・安保政策で与野党が一定の共通認識を持つ国が多い。日本でもそうした与野党関係を築きたい。

外国への説明も不可欠だ。報告書の中身をよく読みもせず「軍国主義の復活」などと言い立てる国も出てこよう。有事への備えの強化と並行して、周辺国との緊張緩和にも全力で取り組み、日本の意図を世界に正しく理解してもらわねばならない。

## ○産経新聞 主張 集団自衛権報告書 「異質の国」脱却の一步だ 2014. 5. 16 03:36 [\[主張\]](#)

### ■行使容認なくして国民守れぬ

日本の安全保障政策の大きな転換につながる集団的自衛権の行使について、政府の有識者会議が憲法解釈の変更で容認することを求める報告書を安倍晋三首相に提出した。

首相は記者会見で「いかなる危機にあっても国民を守る責任がある」と述べ、本格的な与党協議に入る考えを表明した。

日本の平和と安全、国民の生命・財産を守るため、当然の政治判断がようやく行われようとしていることを高く評価したい。

早期に与党合意を取り付け、自衛隊法など必要な関連法の改正などに取り組んでもらいたい。

《緊張への備えは重要だ》

なぜ今、集団的自衛権の行使が必要なのか。それは、厳しさを増す安全保障環境を乗り切るため、日米同盟の信頼性を高め、抑止力を強化する必要があるからだ。

報告書は「一層強大な中国軍の登場」に強い懸念を示した。「国家間のパワーバランスの変化」から「特にアジア太平洋地域」の緊張激化を指摘した。

中国は東シナ海では尖閣諸島の奪取をねらっている。南シナ海ではフィリピンやベトナムを相手にスプラトリー（南沙）、パラセル（西沙）諸島などを奪おうとしている。力による現状変更を図る試みは受け入れられない。

東西冷戦の時代であれば、日本が個別的自衛権の殻に閉じこもっていても、米国は仮にソ連の攻撃があれば日本を守っただろう。

だが、今や米国に一方的庇護（ひご）を求めることはできない。オバマ政権はアジア重視の「リバランス」（再均衡）政策をとるが、国防費は削減の流れにあり、米国民も海外での軍事行動を望まない。

集団的自衛権の行使容認で日本が責任を分担する姿勢を明確にし、地域の平和と安定のため、今後も米国を強く引きつけておく努力が欠かせない。

朝鮮半島有事の際、日本人を含む各国国民を避難させる米軍の輸送艦を自衛隊が守ることは、集団的自衛権の行使にあたるため、現状では困難とされる。安全保障の法的基盤の不備から、国民を守ることができない。

米軍将兵は命をかけて日本の防衛にあたる。その同盟国が攻撃を受けているのに、近くにいる自衛隊が助けなければ、真の絆を強められるだろうか。日本の国際的信用も失墜しかねない。

集団的自衛権の行使を認めれば戦争に巻き込まれるといった批判がある。だが、むしろ行使容認によって抑止力が向上する効果を生むとみるべきだ。外交努力に加え、同盟や防衛力で戦争を未然に防ぐ必要がある。

過去の内閣法制局の憲法解釈を金科玉条のように位置付け、変更は認められないとの主張もある。だが、過去にも憲法66条の「文民」の定義で現職自衛官を外すなどの解釈変更は行われた。

《グレーゾーン対応急げ》

そもそも、憲法が行使を許す「自衛のための必要最小限度」の中に、集団的自衛権を限定的に含めるのは、国の守りに必要である以上、当然だ。危機を直視せず、十分な抑止力を使えない不備を放置すれば「憲法解釈守って国滅ぶ」ことになりかねない。

与党協議に向け、公明党は行使容認に慎重な態度を崩していない。だが、通算11年以上、自民との連立で



政権を担当してきた。安全保障面でも国家や国民を守る責任を等しく負っている。行使容認への接点を探ってもらいたい。

容認に前向きな日本維新の会やみんなの党などと党派を超えた議論も加速すべきだ。

有識者会議の報告書のうち、武力攻撃手前の侵害である「グレーゾーン事態」への対応や、国連平和維持活動（PKO）での「駆け付け警護」を容認する点などは、公明党を含め多数の政党の理解が広がっている。

漁民に偽装した中国の海上民兵や特殊部隊が、尖閣に上陸して占拠しようとするケースもグレーゾーン事態だ。これに対応する領域警備の法整備は急務だ。

一方、国連安保理決議に基づく多国籍軍への自衛隊の参加などの提言を、首相が「海外での武力行使」にあたるとの従来の解釈に立ち、採用しない考えを示した点は疑問もないわけではない。

自衛隊の活動への強い制約を解くことが課題である。内外に表明している積極的平和主義の具体化へ、現実的対応を求めたい。

## ○琉球新報 集団的自衛権 憲法骨抜きにするな「遠隔地の戦争」の危うさ 2014年5月16日

他国の戦争に連なって戦争できる国に転換する。その歴史的節目を日本も越えたのかもしれない。

安倍晋三首相は、集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈変更を目指すと明言した。安全保障面で関係があるなら、別の国への攻撃に対しても武力を用いることになる。戦後68年間、日本は1人の戦死者も出さずにきたが、他国の戦争で自衛隊員に死者が出る可能性が高まる。その覚悟が安倍首相にも国民にもあるとは思えない。

民主的な最低限の手続きも踏まず、時の首相の一存で解釈改憲に突き進む。戦後の平和を支えた立憲主義、法治主義の基盤を掘り崩す、あまりに危険な姿勢だ。

### 立憲主義に背向け

各種世論調査では解釈改憲反対が多数を占める。だが、首相の私的諮問機関にすぎない「安法制懇懇談会」は、集団的自衛権の行使を禁じた従来の憲法解釈を誤りと断定し、行使容認を求める報告書を出した。容認派ばかりの14人のメンバーは首相が選んだ。

安倍氏による安倍氏のための憲法解釈変更を導き出す結論ありきの報告書だ。これを受け、首相は「確固たる信念を持ち、検討する」と宣言し、胸を張った。

報告書の最大の問題は「安全保障環境の変化」を声高に叫び、最高法規である憲法を骨抜きにしたことだ。完全に安保が憲法を凌駕（りょうが）している。不戦を誓い平和憲法を保ってきた国が、立憲主義に自ら背を向ける本末転倒の発想だ。

自民党中心の歴代政権は「集団的自衛権を持っているが、行使できない」という解釈を固持してきた。憲法が権力の暴走を抑止する立憲主義をわきまえた内閣法制局の見解に従ってきたのだ。

イラク戦争で米軍などの支援のために自衛隊を派遣した小泉純一郎元首相でさえ、行使できないという解釈を崩すことはなかった。

安倍首相の会見は本質をぼかす印象操作そのものだった。紛争地で救出した邦人を乗せた同盟国の船が攻撃を受けたとし、武力を使って守ることが許されないのかと問い掛けて見せた。よく考えてみたい。他国とは米国を念頭に置いていることは間違いない。世界最大の武力を有する国に対し、宣戦布告に等しい攻撃を仕掛ける国がどこにあるだろうか。

集団的自衛権行使の例として示された6類型は従来の個別自衛権での対処が可能なものが多い。現実的にあり得ない仮想現実を国民にすり込み、勇ましい言葉で集団的自衛権行使の必要性を説く手法は欺瞞（ぎまん）に満ちている。

### 攻撃対象になる沖縄

会見で首相が用いたパネルの日本地図には、なぜか沖縄だけが抜け落ちていた。集団的自衛権の行使は米国の軍事行動との連携が念頭にある。もし行使されれば、本土から遠く、米軍基地と米兵が集中する遠隔地の沖縄が攻撃対象になる危険性が高まるだろう。

1982年に起きたフォークランド紛争で、支持率低迷にあえいでいたサッチャー首相はアルゼンチンの侵

攻に対抗して、遠く離れた領土を守る戦争に踏み切った。

英本国には影響が乏しい「遠隔地の戦争」はナショナリズムを高揚して支持率を押し上げた。安倍氏が2004年にイギリスに送った腹心議員らの視察団は「フォークランド紛争を機に英国民が誇りを取り戻し、『自虐偏向教科書の是正』などの改革へ続いた」と評価する報告書を提出していた。

「遠隔地での戦争」を通じてサッチャー長期政権に道を開いた史実を首相が認識していないはずがない。遠隔地はどこか。中国との領有権問題を抱える沖縄の「尖閣諸島」の名が第一に挙がるはずだ。

「他人のけんかを買って出る」（評論家の内田樹氏）集団的自衛権行使は泥沼の戦争を招きかねない。世界では抑制的な流れが顕在化しているが、日本は逆に「戦争をしたがる国」との印象を持たれよう。基地の島・沖縄から歴史に根差す反対の声を上げ、解釈改憲の愚に歯止めをかけたい。

## ○京都新聞 社説 集団的自衛権 憲法9条の骨抜き許されぬ

国民の生命と財産を守ることは政治の最大の務めに違いない。しかし、そのためなら、最高法規である憲法の解釈をねじ曲げてもいいのだろうか。

安倍晋三首相は、私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇話会」（安保法制懇）が、集団的自衛権の行使容認を求める報告書を示したのを受け、憲法解釈の見直しや関連する法整備について検討する「基本的な方向性」を表明した。

記者会見で安倍首相は、集団的自衛権行使の限定的容認は「抑止力を高め、憲法上も許される」とし、閣議決定による憲法9条の解釈変更を目指す考えを示した。

首相の「お気に入り」を集めた安保法制懇は、法的根拠のない私的機関に過ぎない。その提言を論拠に、平和主義を体現する憲法9条を骨抜きにすることは政治の横暴であり、法治の否定である。

歴代政権は「集団的自衛権は憲法9条が禁じている」とし、個別自衛権や警察権の範囲内で有事や国際協力など個々の課題にどう対応するかを心砕いてきた。従来解釈では想定される事態に対応できないというのなら、憲法改正の手続きを踏むのが筋だ。

### 現実優先の解釈変更

安倍首相は記者会見で、海洋進出を企てる中国や核開発にこだわる北朝鮮など、日本を取り巻く安全保障環境が厳しいことを強調した。それは認めよう。しかし、そうした現実があるからといって、憲法を無理やり曲げて解釈することは許されない。

安保法制懇の提言は、現実に憲法解釈を合わせようとする危険な論理で組み立てられている。「憲法論ゆえに国民の安全が害されかねない」「個別自衛権だけで国民の生存を守り国家の存立を全うできるのか」と問う。

そのうえで（1）密接な関係のある外国への攻撃（2）放置すれば日本の安全に重大な影響を及ぼす恐れがある（3）被攻撃国の要請・同意を得る一などの条件を付け、憲法が許容する「必要最少限の自衛措置」として集団的自衛権行使は許されるべきと結論付ける。

自民党で高まる「限定容認論」に配慮した書きぶりだが、全く「限定」になっていない。急迫不正の侵害があり、他に適当な手段がない場合、必要最小限の実力を行使できる一という専守防衛に徹する従来の「自衛権発動3要件」からは明らかに逸脱している。

### 先制攻撃も可能に

特に（2）の条件下では、ミサイル攻撃などの恐れがあれば、日本が先制攻撃することも可能になりかねない。国連憲章は集団的自衛権を認めているが、それに憲法解釈を合わせるべき必然性はない。

安保法制懇は、国連平和維持活動（PKO）などの国際協力、平時でも有事でもない「グレーゾーン」への対応にも提言した。その中で、9条が武力行使を禁じる国際紛争は日本が当事者の場合だけという新解釈を示し、国連決議に基づく多国籍軍への参加も可能とした。詭弁（きべん）に他ならず、さすがの安倍首相も取り上げなかった。

日米安保条約では、日本が基地を提供する代わりに、米軍は日本防衛義務を負う。集団的自衛権を行使できれば自衛隊が米軍を守れ、日本は米国と対等な立場となり、独立性と主体性を持てる一。これこそ安倍首相が目指す「戦後レジームからの脱却」の核心だろう。

しかし、そうした日本の姿を国民は望んでいるのだろうか。共同通信の4月の世論調査では、憲法解釈変更への反対が52・1%で、賛成の38・0%を上回った。

## 「アリの一穴」狙う？

会見で安倍首相は、有事の際、外国から脱出する邦人を乗せた米艦船を例に挙げた。集団的自衛権を行使できなければ、この船を自衛隊は守れない、という訳だ。

なるほどと思わせるが、従来の個別的自衛権で説明できるのではないか。時限付き特措法などによる対処も十分可能だろう。安倍首相が集団的自衛権に執着するのは「アリの一穴」が狙いではないかという疑念を消せない。

今後、解釈変更の閣議決定に向け、自民党と公明党の協議が本格化する。安倍首相は「期限ありきではない」と、公明の同意がない見切り発車を否定したが、高村正彦自民副総裁は、年末の日米防衛協力指針（ガイドライン）改定に「間に合うようにせねば」とスケジュール感をにじませる。

国の在り方の根幹にかかわる問題なのに、熟議を尽くす熱意が自民から感じられないのは困ったことだ。長く戦後政治を担ってきた責任政党として、過去の政府解釈を総括し、国民に説明すべきだ。

「平和の党」を掲げる公明は踏ん張りどころだ。集団的自衛権を「限定容認」しなくとも、個々の事例に対応できるという立場は、合理的かつ現実的だ。野党がふがない中、ブレーキ役をしっかりと果たしてほしい。

この機会にいま一度、憲法の前文と9条を読み返してみたい。戦争によってアジア・太平洋地域に未曾有の惨禍をもたらしたことへの痛切な反省と自己批判が込められている。その重い意味をかみしめるなら、解釈変更が軽々に許されるはずがない。[京都新聞 2014年05月16日掲載]

## ○愛媛新聞 社説 **集団的自衛権の報告書 9条の「曲解」は認められない** 2014年05月16日(金)

安倍晋三首相が設置した「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が、集団的自衛権の行使を認めるべきだとする報告書をまとめ、首相に提出した。これまで何度も指摘した通り、専守防衛を旨とした安保政策の大転換を意味し、日本を「戦争ができる国」に変えていく懸念がある。断じて認められない。

報告書は憲法9条が認める「必要最小限度の自衛措置」の範囲に集団的自衛権の行使も含めるよう解釈変更を求めている。歴代政府が尊重してきた「集団的自衛権は有するが行使はできない」との見解をないがしろにするものだ。時の首相の一存で変更しようとするのは、主権国としての基盤を危うくする暴挙と言わざるを得ない。

懇談会が論拠としたのは、1959年に最高裁が出した砂川事件判決だ。「わが国の存立を全うするために必要な自衛の措置を取り得る」とした判決が、集団的自衛権と個別的自衛権を区分して論じていないことから、「従って集団的自衛権の行使を禁じていない」と「我田引水」している。まさに「容認ありき」のこじつけだ。

そして自衛権の行使は「政府が適切な形で新しい憲法解釈を明らかにすることによって可能」という。内閣が変わるたびに解釈がぶれることを認めており、ありえない。

集団的自衛権は「権利であって、義務ではない」としながらも、自衛隊部隊の活動場所を「憲法解釈上、地理的な限定を設けることは適切でない」としている。「必要最小限度」という表現自体が曖昧で、派遣地域が際限なく広がる恐れもある。現に、自民党幹事長などを歴任した加藤紘一元官房長官が「米国の要請で自衛隊が地球の裏側まで行くことは十分に想定される」と警告している。

報告書の提出を受けて、安倍首相は「基本的方向性」を発表した。国民の生命と財産を守るため、この問題に「真正面から向き合う」と言い切った。それなら堂々と国会で憲法の在り方から議論すべきだ。

現実とは違う。「基本的方向性」は当初「政府方針」の予定だったが、公明党から「結論ありき」との反発が出ることを考慮して表現を変えた。20日から始まる与党協議も公明が賛成しやすい「グレーゾーン」から始めるという。ずるいやり方だ。しかも、目指す結論は最初から決まっている。いわば公明党に賛成してもらうための報告書で国民をばかにしている。

報告書には「国権の行使を行う政府の憲法解釈が、国民と国家の安全を危機に陥れるようなことがあってはならない」とある。今回の「曲解」こそ、国を危うくする。政府に猛省を求めたい。

## ○岩手日報 社説 **集団的自衛権 平和憲法が溶けていく**

集団的自衛権の行使を簡単に解禁すれば、平和主義と戦争放棄を定めた憲法9条が溶けてしまう。

15日に提出された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の報告書からは、そんな危うさを感じざるを得ない。

「国を防衛するための必要最小限度の範囲を超える」。集団的自衛権の行使については1981年の政府答弁書が明言し、歴代内閣もこれを引き継いでいる。

報告書は「必要最小限度」の中には集団的自衛権の行使も含まれるとして、強引に容認と読み替えた。

日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化していることは間違いないが、政府答弁書を超える確たる根拠もないまま「専守防衛」の国是を変更することは許されない。

「期待通り」の報告書を受けて、安倍晋三首相は同日、基本的な方向性を発表。この後、自民、公明による与党協議を経て、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を閣議決定。国会論戦に臨むスケジュールだ。

しかし、平和主義を掲げて歩んできた戦後日本の姿を、こんな乱暴な手法で転換していいわけがない。

安保法制懇は安倍首相の私的諮問機関。百歩譲って、一つの「私案」にすぎないとしても、それを政治家が政策化していくこととは別次元のことだ。

憲法には権力を制限して国民の人権を守るという役割がある。その立憲主義を無視して、時の内閣の一存で解釈を変更することは権力の乱用としか言いようがない。

首相は当初、憲法改正の発議要件を緩和する96条改正を目指していたが、それが難しくなると解釈改憲に方向転換した。本来なら国民投票で憲法改正を問うべき重大な問題だ。この姿勢には憲法学者からも批判が絶えない。

今後の焦点は来週から始まる与党協議に移るが、公明党が軟化する兆しはない。

自党内からも野田聖子総務会長が「非常に不安を感じる。集団的自衛権の優先度が一番高いわけではない」と、首相の前のめりの姿勢に異論を示した。

さらに問題なのは、国会を軽んじる姿勢だ。与党協議で結論が出たとしても、会期末の6月22日までは1カ月もないだろう。こんな短期間に、これほど重大な問題で首相が言う「丁寧な説明」ができるのか。

これまでの政府が禁じてきた一線を越えることに対しては民意も大きく割れている。それを無視して閣議決定を急ぐべきではない。

主権者である国民を無視すれば、二重の意味で憲法を裏切ることになる。(2014. 5. 16)

## ○北海道新聞 社説 **集団的自衛権、首相が示す「方向性」 日本の安全を危うくする**

戦後日本の安全保障政策を転換し、自衛隊の海外での武力行使に道を開けばアジアの軍事的緊張を高め、日本の安全を危うくする。

憲法をないがしろにしてまで集団的自衛権の行使容認を目指す安倍晋三首相の姿勢は、断じて認めるわけにはいかない。

首相はきのう、私的諮問機関「安保法制懇」の報告書提出を受けて政府の基本的方向性を示した。

報告書が提言した限定的な集団的自衛権行使容認について研究を進め、憲法解釈変更が必要と判断すれば閣議決定すると表明した。

集団的自衛権の行使について、歴代政権は一貫して「憲法解釈上できない」としてきた。これを「できる」とするのは解釈の変更を超え、改憲するに等しい。憲法で権力に縛りをつける立憲主義を無視した暴挙である。

### ■憲法をゆがめる解釈

報告書が示した集団的自衛権行使の具体例は、いずれも個別的自衛権で対応できたり、現実味を欠いたりするものばかりだ。

首相は会見で、憲法解釈見直しの理由として「国民の命と暮らしを守るため」と強調した。中国の軍事的台頭などを念頭に、現行解釈に縛られて国が守れなくていいのかという問題意識なのだろう。

だが、安保政策といえども憲法に基づくのが当然だ。それを無視し、無理な憲法解釈を押し通すなら法治国家の基盤は損なわれる。

集団的自衛権をめぐる現行の解釈は「憲法9条で許容される必要最小限度の自衛権の範囲を超え、行使でき

ない」というものだ。

報告書は「自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとり得る」と言及した1959年の砂川事件の最高裁判決を根拠に、憲法が認める「必要最小限度の自衛権」の範囲に集団的自衛権を含めるよう、解釈を変えることを求めた。

首相はこの見解を評価したが、砂川事件で問われたのは駐留米軍の合憲性で、集団的自衛権行使の是非ではない。この判決を根拠にするのは明らかにこじつけだ。

#### ■まやかしの限定容認

首相は有事に至らないグレーゾーン事態対処にも意欲を示した。一方で、集団的自衛権の全面的行使容認や国連の集団安全保障に基づく武力行使は否定し、「自衛隊が湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してない」と強調した。

現行憲法解釈で可能なグレーゾーン事態対処を糸口に、集団的自衛権行使を限定的に認める憲法解釈変更につなげ、最後は改憲で全面的行使に持ち込む狙いだろう。

だが、限定行使であっても憲法上、認められないのは当然だ。しかも、アリの一穴は必ず広がる。

報告書は集団的自衛権行使に当たり「わが国の安全に重大な影響を及ぼす可能性」「国会の事前または事後の承認」などの条件をつけるよう提言した。

しかし、「重大な影響を及ぼす可能性」があるかどうか判断するのは時の政権であり、その裁量次第で派遣地域が際限なく広がる恐れがある。国会承認も、事後でもよいとすれば歯止めにならない。

集団的自衛権は米国や旧ソ連が覇権的行動を取る際の口実に使われてきた。ベトナム戦争では米国の派兵要請に応じた韓国の戦死者が5千人近くに上った。アフガニスタン戦争でも米国と共に戦った北大西洋条約機構（NATO）加盟各国が多くの犠牲者を出した。

日本は憲法上の制約があるためにこうした戦闘に直接関与せずに済んだが、集団的自衛権行使を認めれば米国が関わる戦争に加担させられる恐れが一気に強まる。

#### ■アジアの緊張高める

首相は集団的自衛権の行使を認めることで「抑止力が高まり、紛争が回避され、わが国が戦争に巻き込まれなくなる」と述べた。

行使容認によって日米同盟を強化し、中国などに対抗しようというのが、首相が掲げる積極的平和主義に基づく安保戦略だ。

だが、こうした「力には力」の発想は軍事的対立を激化させ、安保環境を一層、悪化させる危険性がある。

首相の外交軽視、軍事一辺倒の姿勢に懸念を示しているのは中国や韓国だけではない。オバマ米大統領は尖閣問題の平和的解決に向け日中双方に対話を促している。

北東アジアの平和と安定を築くための外交戦略を欠き、靖国神社参拝で対話のドアを自ら閉ざし、もっぱら軍事力強化にひた走る。これでは「国民の命と暮らしを守る」どころか逆に危険にさらす。

いま必要なのは、周辺国への影響を考慮し、大局的観点に立った安保政策である。